

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和3年8月13日 23時00分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市平安名埼北東方沖 平安名埼灯台から真方位045° 3.0海里付近 （概位 北緯24° 45.3′ 東経125° 30.4′）
インシデントの概要	小型兼用船ひかり号は、漂泊中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月18日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 ひかり号、4.1トン ON3-510210（漁船登録番号）、個人所有 第296-16484号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力198.6kW、回転数 毎分3,000、6気筒、ボア100mm、使用燃料A重油、平成7 年進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、平均風速 4.2m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを行った 後、主機の始動を行ったところ、セルモータが回らなくなって主機を 始動できず、運航不能となった。 船長は、別のバッテリーに切り替えて始動を試みたが、セルモータを 回すことができず、航行不能と判断した。 船長は、バッテリーの使用期限が約2年間のところ、約8年間使用し ており、蓄電容量が低下して充電が十分に行えない状態になってお り、帰港後、バッテリーを新替えし、主機を始動することができた。
分析	本船は、漂泊中、船長が蓄電容量の低下したバッテリーを使用していた ことから、充電が十分に行われなくなり、セルモータを回すことができ ず、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、夜間、本船が漂泊中、船長が蓄電容量の低下し たバッテリーを使用していたため、充電が十分に行われなくなり、セル モータを回すことができず、主機が始動できなくなったことにより発 生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、定期的点検や発航前点検の際、バッテリーの電圧の計測を行い、バッテリーが十分充電されていることを確認し、蓄電容量の低下したバッテリーを使用せず、定期的に新替えを行うこと。